

防 災 第 1 1 4 9 号
令和 6 年(2024) 1 2 月 2 3 日

島根県知事 丸山 達也 様

出雲市長 飯 塚 俊 之
(防災安全部防災安全課)

**「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく意見について（回答）**

このことについて、令和 6 年 1 0 月 2 5 日付、原第 5 6 7 号で依頼のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、次のとおり回答します。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく 県からの意見照会に対する回答

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、令和6年10月25日に中国電力株式会社から県に対し事前了解のお願いがあった島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び3系統目の所内常設直流電源設備（以下「特重施設等」という。）の設置については、了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

付帯意見

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 特重施設の設置にあたっては、特定重大事故等発生時における不測の事態や要員の健康管理面も考慮し、十分な人員配置を行うこと。
- (2) 特重施設等を適切に運用し、実効性のある対応が可能となるよう、教育・訓練を重ねるとともに、不断に教育・訓練内容の充実を図ること。あわせて、高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の技術、知見を取り入れた安全対策を適切に実施すること。
- (3) 特定重大事故等発生時における発電所内外との情報連絡体制を整備するとともに、情報伝達訓練を実施すること。また、複数の手段により通信連絡設備の多重化を図ること。
- (4) 特定重大事故等発生時におけるプラントメーカー、協力会社など関連事業者の役割を整理し、関係者への教育・訓練、情報共有を通して協力体制を構築すること。
- (5) 特重施設等を含む安全対策設備の運用にあたっては、テロ対策だけでなく、操作ミスが発生など多様なケースを考慮して使用順序を検討し、対応手順を整備するとともに、ヒューマンエラー防止対策も講じること。

- (6) 電源設備のように複数の系統がある設備について、共通要因で同時に機能喪失することがないように配線等を分散して配置していることを確認すること。
- (7) 特重施設等の設置工事については、周辺環境の保全に留意し、安全第一に実施すること。

〔原子力発電施設全体に関わる安全安心確保に向けた対応について〕

- (1) 周辺自治体住民の安全確保の観点から、早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
- (2) 協力会社を含め社員一人ひとりに安全を最優先に取り組む姿勢を浸透させ、不断に安全意識の向上を図ること。
- (3) 島根原子力発電所の運転管理など対応に変更が生じる場合には、関係自治体及びその住民に対し、随時、わかりやすく丁寧な説明、情報提供を行うこと。

2. 県に求める事項

- (1) 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を行うこと。
- (2) 広域避難計画について、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両・運転手の確保、避難ルートの多重化）、複合災害時の対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を、引き続き積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。

3. 県を介して国に求める事項

- (1) 特重施設等を適切に運用し、実効性のある対応が可能となるよう、今後の審査、検査等において、設備面だけでなく、組織・人員体制や教育・訓練といった人的側面も厳格に確認すること。
- (2) 高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の知見を規制基準に反映すること。

- (3) 原子力発電所の安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分に反映できる新たな法制度を創設すること。また、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
- (4) 万が一の原子力災害に備え、継続的な原子力防災対策の充実・強化に取り組むとともに、周辺自治体への支援の充実を図ること。